

医療的ケア児の受入れガイドライン (幼稚園・保育所・認定こども園)

2022年 6月 第1版

2026年 5月 第2版

松阪市福祉事務所こども局

こども未来課

【用語の定義】

本ガイドラインにおいて使用する用語は、次のとおり定義する。

「保育所等」：幼稚園、保育所、および認定こども園を指す。

「保育者」：保育所等において保育・教育に従事する保育士、幼稚園教諭を総称する。

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、たんの吸引や経管栄養、在宅酸素などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。また、医療的ケア児やその家族を取り巻く状況も多様化しています。そのような中、医療的ケア児が地域社会の一員として安心して暮らすためには、一人一人の多様なニーズに応じた支援体制の充実が不可欠となります。そのためには、安全な医療的ケアと医療機器による支援が必要であり、医療、保健、福祉をはじめとした関係機関が緊密に連携し、必要な支援を適切に提供していくことが求められます。

また、幼稚園・保育所・認定こども園で医療的ケアを提供する場合、医療的ケア児の体調変化に対する園の全職員の丁寧な見守り・細やかな気付き、迅速な対応等が必要となります。

2021年6月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が成立し、同年9月に施行されました。同法において各地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すると規定されました。

松阪市では、医療的ケア児の保護者から保育所等の利用について相談があった場合に対応できるよう、医療的ケア児の受入れガイドライン（幼稚園・保育所・認定こども園）を策定しました。本ガイドラインを活用し、医療的ケア児の置かれている状況の把握に努め、保育の実施状況を検証しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園等での安全安心な受け入れが図られるよう取り組んでまいります。

2022年6月1日

目 次

第1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
1 受入れの要件	
2 医療的ケアの内容	
3 対象年齢	
4 受入れ体制	
第2 医療的ケア児の入園までの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
1 入園相談・入園申込	
2 関係機関からの意見聴取（受け入れの可能性の検討）	
3 面談	
4 入園会議で受け入れの可否を決定	
5 内定園との協議	
6 保育所等の入園決定（決定通知）	
7 医療的ケアの実施に関する書類（実施計画書）の作成	
8 保育所等利用開始	
9 医療的ケア児・保育所・保護者等へのフォロー	
第3 医療的ケア児の入園後の継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
1 医療的ケアの継続について	
2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について	
3 長期欠席について	
第4 実施園での受入れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
1 医療的ケアの実施者について	
2 医療的ケアの安全実施体制について	
3 緊急時の対応	
4 職員の研修	
第5 保護者の了承事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
1 医療的ケアについて	
2 体調管理及び保育の利用中止等	
3 緊急時及び災害時の対応等	
4 退園等	
5 情報の共有等	
6 その他	

【参考】 入園までに使用する主な書式

第Ⅰ 基本的事項

Ⅰ 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の事由により、保育所等において保育を受ける必要があると認定されていること。ただし、Ⅰ号認定の児童については、この限りではない。
- (2) 保育所等における集団保育が適切であると医師が認めること。
- (3) 病状や健康状態、家庭での生活が安定していること。(日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。)
- (4) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。

Ⅱ 医療的ケアの内容

主治医の「医療的ケア指示書」に基づき、集団保育の中で可能な範囲において看護師が実施できるものとする。

- (1) 喀痰吸引
- (2) 経管栄養(鼻注、胃ろう、腸ろう)
- (3) 酸素療法
- (4) 導尿
- (5) 血糖値測定・インスリン注射
- (6) その他集団保育の中で可能な範囲の医療行為

Ⅲ 対象年齢

3歳児クラス以上で集団生活が可能(主治医診断書等で判断)な児童。または、3歳未満でも受け入れ要件を満たす児童。

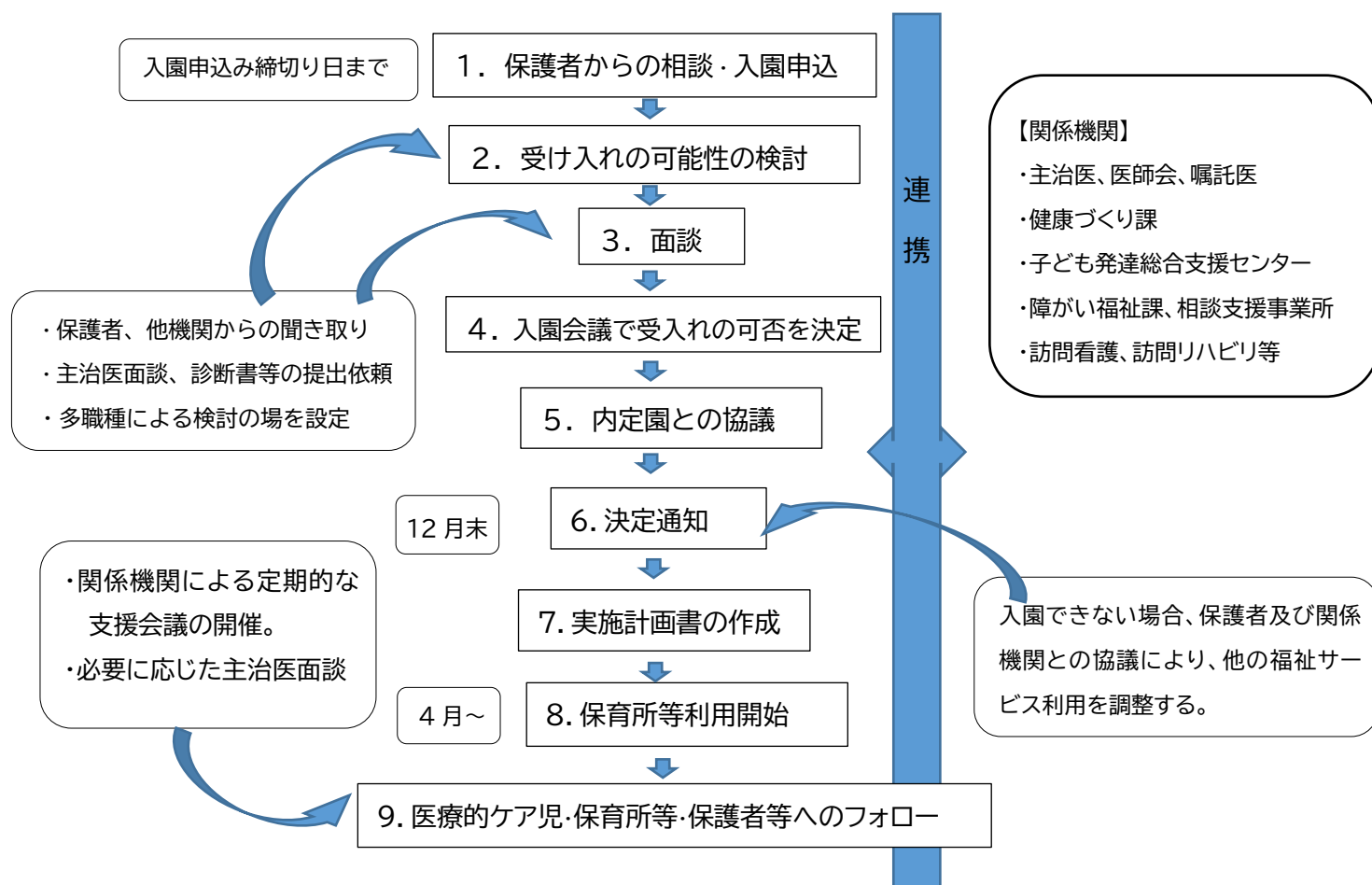
Ⅳ 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は、一次募集での申し込みを基本とする。
- (2) 実施園は、公立の保育所、認定こども園、幼稚園を基本とする。
- (3) 医療的ケアを実施できる時間の範囲は、看護師の勤務体制に準ずる。
- (4) 受入れ日時は児童の健康状態、保護者の就労等の状況、保育所等の受入れ体制を勘案し、保育所等と保護者の同意の上決定する。

Ⅴ 慣らし保育

職員と保護者が児童の集団生活の様子を確認しながら、慣らし保育(保育時間の短縮による段階的な入園)の期間や時間を調整する。

第2 医療的ケア児の入園までの手続き



Ⅰ 入園相談・入園申込

○入園相談

- (1) 本ガイドラインに基づき、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等の説明を行う。
- (2) 保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所等以外の施設の利用希望等を聴取する。
- (3) 保育の申請に必要な書類の説明を行う。特に「(様式2) 医療的ケア指示書」の作成に必要な留意点を案内する。
- (4) 必要に応じて加配申請対応を行う。

○入園申込

- (1) 入園申込に必要な書類とともに、医療的ケア児の受入れに必要な書類「(様式1) 医療的ケア実施申込書」「(様式2) 医療的ケア指示書」「(様式3) 保育活動における活動のめやす」「(様式4) 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」を添付し申請する。※様式2、様式3は医療機関にて作成。
- (2) 入園申請書および様式1～様式4に基づいて、保護者の状況や児童の状況をよく聴取する。
- (3) 必要に応じて「健康診断書」の提出を依頼する。経費については保護者負担とする。

2 関係機関からの意見聴取（受け入れの可能性の検討）

- （１）集団保育が適切か、また受入れにあたり必要な安全管理等について、関係機関に意見を求める。
- （２）保護者の同意のもと同行受診、医師面談等により、保育開始に向けて情報を収集する。また、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受ける。
- （３）必要に応じて、関係機関と協議の場を設定する。

3 面談

- （１）こども未来課職員と保護者、児童と面談を行う。
- （２）保護者から日常の児童の様子、生活状況、医療的ケアの手技を必要に応じて確認する。
- （３）児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育所等における集団保育を実施することができるか確認する。
- （４）必要に応じて「健康診断書」を参考に、聞き取りを行う。

4 入園会議で受入れの可否を決定

- （１）入園会議で、関係機関からの情報提供および医療的ケアに必要な情報を協議し、受入れの可否を協議する。
- （２）受入れが不可の際は他機関のサービスを調整し案内する。

5 内定園との協議

6 保育所等の入園決定（決定通知）

- （１）入園決定の場合は、入園決定通知書を送付する。
- （２）入園待機となった場合、障害児通所支援サービス、障害児入所支援等の調整を保護者及び関係機関と調整する。

7 医療的ケアの実施に関する書類（実施計画書）の作成

- （１）実施園は、「（様式５）医療的ケア実施計画書」を作成する。原本を保護者へ渡し、写しは実施園で保管する。
- （２）実施園は、年度ごとに「（様式６）医療的ケア実施記録」を作成し、毎日の医療的ケアの実施状況を記録する。
- （３）「（様式６）医療的ケア実施記録」は保護者と情報を共有する。

8 保育所等利用開始

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施園へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

9 医療的ケア児・保育所等・保護者等へのフォロー

- （１）関係機関による定期的な支援会議を開催する。
- （２）必要に応じて主治医面談を行う。

第3 医療的ケア児の入園後の継続について

1 医療的ケアの継続について

- (1) 定期的な巡回指導等で児童の健康状態を把握し、医療的ケアの継続および実施内容について関係機関に意見を求める。
- (2) 関係機関の意見を参考に、同一の医療的ケアの継続が必要であると認められた場合に、市は継続して保育を実施する。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 受入れ後、かつ、巡回指導等の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「(様式1) 医療的ケア実施申込書」、「(様式2) 医療的ケア指示書」を提出する。
- (2) 申請書類、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施について、関係機関に意見を求める。
- (3) 「医療的ケア指示書(様式2)」以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退園となる。なお、関係機関で協議した結果、受入れ可能の場合は改めて「医療的ケア指示書(様式2)」を提出する。
- (4) 医療的ケアが終了する場合は、「(様式2) 医療的ケア指示書」または医療機関の診断書等の提出をうけ、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。また関係機関に報告する。

3 長期欠席について

- (1) 保育所等は、恒常的に保育所等での保育が必要な場合に在園することができるため、登園しない日が2か月以上続いた場合は、原則退園となる。
- (2) 長期欠席の後、復園が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求め入園会議で可否を決定する。

第4 実施園での受入れについて

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。

2 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

実施園は、関係機関の意見を参考に、「(様式1) 医療的ケア実施申込書」、「(様式2) 医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の指導を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長(園長)、保育者、看護師等および必要な関係機関で共有する。

(2) 実施園関係者の役割

- (ア) 児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長(園長)、保育者、看護師等の職員、嘱託医、主治医が連携・協働する。
- (イ) 保育者は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告する。

(ウ) 看護師は、保育者及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また「(様式 2) 医療的ケア指示書」に基づき「(様式 5) 医療的ケア実施計画書」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育者と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について「(様式 6) 医療的ケア実施記録」で保護者に報告する。

(エ) 嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。

(3) 衛生管理

(ア) 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

(イ) 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する、様式 1～様式 6 の書類は、実施園にて 10 年間保管する。

3 緊急時の対応

(1) 実施園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。

(2) 緊急時の対応は、実施園で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。

(3) 実施園は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

(4) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中でであっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

4 職員の研修

子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

第 5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を取る。

1 医療的ケアについて

(1) 児童及び保護者は、あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「(様式 2) 医療的ケア指示書」を提出する必要があること。また、実施園は主治医の緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施園の担当者が児童及び保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。

(2) 保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。

2 集団生活におけるけがや感染症

- (1) 保育所等は乳幼児が集団で生活するため、ぶつかったり転倒する等けがをする場合があること。
- (2) 感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施園からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、実施園の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により医療行為を実施する看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前、家庭において健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には保育を利用しないこと。
- (3) 保育中、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合には、保護者等に連絡するため必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施園が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童のお迎えをお願いすること。
- (4) 実施園が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急の対応が必要と実施園が判断した場合、その他必要な場合には、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担となること。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。また、保育中に抜けた場合は、保護者に連絡し自宅や受診時に行うこと。
- (4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、保護者と相談のうえ適当な薬と食事（経管栄養の場合は栄養剤）に登園時に持参すること。

5 退園等

- (1) 児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退園となること。
- (2) 保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所等での児童の受入れができなくなる場合があること。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安全安心な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

7 その他

「第5 保護者の了承事項」1～5のほか、実施園との間で取り決めた事項を順守すること。

医療的ケア実施申込書

1. 医療的ケア申込み児童

希望園名	幼稚園／保育所／こども園			
ふりがな			生 年 月 日	
申込児童名			H／R／西暦 年 月 日 生	
住 所	松阪市			
連 絡 先	名 前	続 柄	電話番号	園への到着時間
				約 分
緊急連絡先	①			約 分
	②			約 分
医療機関名		医師名		

2. 園へ依頼する医療的ケアの内容及び方法

(該当する医療的ケアにチェックする)

医療的ケアの内容	依頼する医療的ケア内容等
☐ 喀痰吸引(口腔・鼻腔・気管)	
☐ 経管栄養(経鼻・胃瘻・腸瘻)	
☐ 酸素療法(/ℓ)	
☐ 導尿(回数等)	
☐ 血糖値測定・インスリン注射 (回数・単位等)	
☐ その他	

3. 添付書類

医療的ケアに関する主治医意見書・主治医指示書(様式2・3)

年 月 日 松阪市長 様 上記の医療ケアについて、園での実施を申し込みます。なお、受入れの検討を行う際、関係機関と必要書類の情報共有を行うことに同意します。 保護者名 _____

松阪市長 あて

医療的ケア指示書

医療的ケアについて、下記のとおり指示いたします。

希望園名	幼稚園／保育所／こども園		
ふりがな		歳	か月
児童名		H/R/西暦	年 月 日 生
診断名			

下記該当する指示内容にチェックし、()内に数値等を記入してください。

☐ 喀痰吸引(口腔・鼻腔・気管)

☐ 喘鳴ごと ☐ ()分毎 ☐ その他

☐ 経管栄養(経鼻・胃瘻・腸瘻)

・1日()回注入のうち、園で()回の注入

・園での対応時間 (:) (:) (:)

・1回あたりの注入量 ()ml

・内容(製品名等)

()

☐ 導尿

・1日()回 ()時間ごと

・園での実施時間 (:) (:) (:)

・カテーテル製品名()

・カテーテルサイズ()Fr/EG

☐ 血糖値測定

・1日()回 ()時間ごと

・園での測定時間(:) (:) (:)

☐ インスリン注射

・1回量()単位

・薬剤名()

☐ 酸素療法

・流量()ℓ/分

☐ その他

必要とする特別な配慮と禁忌事項

下記該当する指示内容にチェックし、()内に数値等を記入してください。	
必要とする特別な配慮と禁忌事項	
集団保育の中での生活	
☐ 適当	
☐ 適当でない(理由等: _____)	
集団保育上の注意・配慮事項	
☐ 制限なし(同年齢児童と同等度の生活・運動が可能)	
☐ 制限あり ※「(様式3)保育活動における活動のめやす」の該当項目にチェックしてください。	

本児が集団生活を送るうえで制限や配慮が必要な項目にチェックし、具体的な内容をご記入ください。

項 目	具体的な内容
☐ 食 事	
☐ 排 泄	
☐ 睡 眠	
☐ 運 動	
☐ 移 動	
☐ 野 外 活 動 (プール・遠足等)	
☐ コミュニケーション(言 葉の遅れ等)	
☐ その他	

年 月 日

医療機関住所 _____

医療機関名 _____

電 話 番 号 _____

医 師 名 _____ 印

保育活動における活動のめやす

		軽い活動	中等度の活動	強い活動
保育施設等での主な年齢別活動内容	0歳児	☐ ハイハイで移動する ☐ 滑り台を大人にさせてもらう ☐ 手指を使った遊び	☐ コンビカーを押して歩く ☐ 這ってマットの山を登り降りる	☐ 高い高い
	1歳児	☐ 砂遊び ☐ 室内遊び ☐ 屋内用滑り台を滑る。	☐ 散歩(往復20分程度) ☐ 2階程度の階段の昇降 ☐ 滑り台を滑る ☐ コンビカーに乗る ☐ リズムに合わせて体を動かす	☐ 2階以上の階段の昇降 ☐ 水遊び、泥んこ遊び ☐ 少し高いところから飛び降りる ☐ コンビカーで走る ☐ 走る
	2歳児	☐ 砂遊び ☐ 室内遊び ☐ 滑り台を滑る	☐ 散歩(往復 30 分程度) ☐ 長い階段の昇降 ☐ 三輪車に乗る ☐ 両足飛び	☐ 追いかっこ ☐ 水遊び、泥んこ遊び ☐ プール遊び ☐ 高い所からジャンプする ☐ リズム遊び
	3歳児	☐ 砂遊び ☐ 室内遊び ☐ 滑り台を滑る	☐ 散歩(往復 40 分程度) ☐ 鉄棒の足抜きまわり ☐ ジャングルジムに登る ☐ 三輪車を漕ぐ	☐ 鬼ごっこ、かけっこなど ☐ 水遊び、泥んこ遊び ☐ プール遊び ☐ 高い所からジャンプする
	4歳児	☐ 砂遊び ☐ 室内遊び ☐ 三輪車を漕ぐ ☐ 滑り台を滑る	☐ 散歩(往復 50 分程度) ☐ 鉄棒の前まわり ☐ ジャングルジムに登る ☐ 水遊び、泥んこ遊び	☐ 走る、鬼ごっこ、かけっこなど ☐ プール遊び ☐ フープ遊び ☐ ドッジボール(転がし)、サッカー
	5歳児	☐ 砂遊び ☐ 室内遊び ☐ 三輪車を漕ぐ ☐ 滑り台を滑る	☐ 散歩(往復 1 時間程度) ☐ 鉄棒の前まわり、逆上がり ☐ ジャングルジムに登る ☐ 水遊び、泥んこ遊び	☐ 走る ☐ プール遊び ☐ フープ遊び ☐ リズム遊び ☐ 縄跳び ☐ 跳び箱、マット遊び ☐ ドッジボール、サッカー

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

1. 主治医の「医療的ケア指示書」に基づき集団保育の中で可能な医療的ケアを看護師が実施します。主治医の指示以外の医療的ケアは実施できません。
2. 保育所等は他の園児との関わりを大切に、集団生活や遊びを通じて社会性を育む場です。療育機関や医療機関とは役割が異なることをご理解ください。
3. 保育を行う日及び時間は、平日(月～金曜日)の看護体制が整う時間帯とします。
4. お子さんが心身に負担なく新しい集団生活の環境に慣れるために、一般的な慣らし保育より期間を長く設定する場合があります。お子さんの集団生活の様子を確認しながら、慣らし保育の期間や時間を調整していきます。
5. 緊急時に備え、必ず園と連絡をとれる体制を整えてください。
6. 児童の体調変化等で園が迎えの要請をした際は、速やかに迎えに来てください。
7. 児童の症状が急激に悪化した等の場合には、原則として保護者に連絡したうえで医療機関の受診を行いますが、保護者と連絡が取れない場合や緊急の場合は保護者に連絡するより早く医療機関への搬送を行い、受診・治療が行われる場合があります。園において急な病状悪化があった場合は、医療機関ではないため適切な処置が取れないことがあります。
8. 児童の状況が変わり、集団保育ができないと主治医、こども未来課が判断した場合や、看護師不在等で医療的ケア児の保育が受入れ困難となった場合、退園していただきます。
9. 児童の状況が変わった場合、また年度ごとに様式1・様式2・様式3・様式4を提出してください。
10. 様式6で登園及び降園時に保護者と園が引継ぎを行い家庭と保育中の児童の様子を共有します。
11. 保護者は、医療的ケアに必要な医療機関での診療費用や意見書等の文書代、及び器具・消耗品等を用意してください。
12. 実施に必要な用具・消耗品を点検補充し使用後は持ち帰り処分してください。

- 1 3. 必要に応じて保護者の同意のもと、園及び医療機関を含めた関係機関で情報共有します。
- 1 4. 災害発生時には、速やかな迎えをお願いします。また、災害対策として1日分の医療的ケアに必要な物品および薬を用意してください。園でお預かりし災害発生時に適宜使用します。
- 1 5. 急変時や災害発生時、可能な限り対応をしますが、医療機関でないため適切な処置がとれない場合があります。
- 1 6. その他、園との間で取り決めた事項を遵守いただき、必要に応じて同意書へ追記させていただきます。

あて先

松阪市長

松阪市立幼稚園、保育所、こども園への入園にあたり、上記に掲げる事項について同意します。

年 月 日

住 所 _____

保護者名 _____

児 童 名 _____

年 月 日

(保護者名)

様

園 名

園長名

住 所

連絡先

医療的ケア実施計画書

医療的ケアを必要とする児童の医療的ケアについての実施計画書を提出します。

児童名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	H/R/西暦 年 月 日
実施 担 当 者	(職名)				(名前)	
	(職名)				(名前)	
	(職名)				(名前)	
医療的ケアの内容		実施方法(手順)			準備物・留意点	
緊急時の対応						
予想される緊急時の状態		対 応				

医療的ケア実施記録(年度)

児童名 ()歳児クラス

月 日()

家庭での様子 ※保護者記入欄		
前日の就寝時間(:)	起床時間(:)	夕食(全／半／残)
朝食(全／半／残)	便()回(普通・軟・下痢)	尿()回
その他の配慮事項		

[illegible]